

令和6年7月公開資料（令和5年度介護サービス事業者集団指導は実施していません）

# 総合事業の通所型サービスについて

高齢社会対策課介護予防係

# 1 利用者について

## 第一号通所事業の対象となる利用者

- ・事業対象者（健康長寿チェックシートで対象となった者）
- ・要支援 1
- ・要支援 2

# 2 請求コードについて

## A 7コードを使用

- ・A 6コードの使用は、被爆者手帳および東日本大震災の震災免除証明書の提示があった方に限る。
- ・※該当がある場合は、担当の地域包括支援センターに連絡してください。事前にA 6コード使用について東京都に連絡する必要があります。事業所の変更の場合もご連絡ください。

### 3 通所型サービスの内容について

種別	国基準相当通所型サービス事業所(A6) 区独自基準通所型サービス事業所(A7)
内容	① 通所型サービスA ② 通所型サービスB（食のほっとサロン） 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援 ③ 通所型サービスC（高齢者筋力向上トレーニング事業） 保険・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス
対象者	事業対象者、要支援1・2
介護報酬	・月額包括報酬 ・月の途中に対象の事由が生じた場合、当該月に限って、回数コードを適用する
運営	・提供時間は1.5時間以上 ・利用者に対して、その居宅とサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位減算する。

## 4 利用回数について

区が指定した通所介護事業所	
事業対象者	週 1 回程度もしくは週 2 回程度
要支援認定者	




- ✓ 介護予防・生活支援サービス計画等において、**必要とされた**週あたりの回数(程度)の通所型サービスを提供する。
- ✓ 要支援 1 であっても、介護予防・生活支援サービス計画等において 1 週に 2 回程度の通所型サービスが必要とされた者には、週 2 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 要支援 2 であっても、介護予防・生活支援サービス計画等において 1 週に 1 回程度の通所型サービスが必要とされた者には、週 1 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 利用者都合等で提供日を振り替えた場合、特例的に、暦上の 1 週に介護予防・生活支援サービス計画等を上回る回数を提供することを妨げるものではないが、振り替えて提供することの必要性は精査すること。

# 5 月途中の事由による回数コードについて

介護予防・生活支援サービス事業は **月額報酬**が基本。**回数コード**で算定できる場合は、以下の事由に**限られます**。

※（臨）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で行う臨時的取扱いはR5.5.7に終了しました。

## 1. 回数コード適用の事由

月	月	月	事由
 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	 月をまたがない事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【月額コード】	【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	● 事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要支援1→要支援2、事業対象者→要支援、要介護→要支援） サービス提供事業所の変更（同一サービス種類のみ） 急な状態変化（悪化により身体介護が必要）によるケアプランの変更（訪問型サービスのみ）
	● 事由発生 【回数コード】	【月額コード】	利用者との契約開始（1日付契約は月額コード） 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始（生活保護など） 生活保護単独から生活保護併用への変更（65歳になって被保険者証取得）
【月額コード】	● 事由開始 【回数コード】		利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所
	● 事由開始 【回数コード】	 【回数コード】	訪問型サービス（生活援助中心）の同一世帯での振り分け（按分）

詳細は区ホームページ掲載の「練馬区介護予防・生活支援サービスの月途中の事由によるサービスコード（回数）の適用」を参照（令和6年5月28日更新）

# 6 回数コードによる請求について

## 2. 回数コードの回数制限

サービス	サービス内容	制限回数
通所型サービスⅠ（回数）	週1回程度	4回まで
通所型サービスⅡ（回数）	週2回程度	8回まで

制限回数を超えて算定すると、月額包括報酬を上回るため、制限回数を超えて算定することはできません。

### 回数計算用サービスコードがない加算および減算

- ・回数コードでの算定は行わない。月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中で介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様）

# 7 人員基準、設備基準について

区が指定する通所介護事業者が提供するサービス		
	国相当基準	区独自基準（緩和された基準）
内容	体操（生活機能向上）、レクリエーション、入浴、食事など	
送迎	送迎を行うことを基本	送迎を行うことを基本
提供時間	平均 3 時間以上 9 時間未満	1.5 時間以上
人員基準	<b>（機能訓練室の面積が69㎡の場合）</b> ・利用定員が23人（1人3㎡） ①管理者 専従1人（兼務可） ②生活相談員 専従1人 ③看護職員 専従1人 ④機能訓練指導員 1人 ⑤介護職員 専従3人	<b>（機能訓練室の面積が69㎡の場合）</b> ・利用定員が30人（1人2.3㎡） ①管理者 専従1人（兼務可） ②介護職員 専従人3人



通所介護と一体的に実施する場合の指定基準です。枠内の基準を満たして申請します。



通所型サービスのみの指定基準で行う場合に枠内の基準でサービスの提供が可能です。

# 8 計画作成について

## 加算の算定がある場合

- 個別サービス計画の作成を要する。

### 練馬区版介護予防サービス・支援計画書④

通所で行う具体的な個別サービス計画		
<input type="checkbox"/> 入浴	<input type="checkbox"/> 食事	<input type="checkbox"/> 日常生活上の世話
<input type="checkbox"/> 趣味活動	<input type="checkbox"/> 外出行事	<input type="checkbox"/> 体操
<input checked="" type="checkbox"/> 筋力向上訓練	<input type="checkbox"/> 杖なしで歩く	<input type="checkbox"/> 立位で作業できる
<input type="checkbox"/> 自己通所	<input type="checkbox"/> 交通機関を利用して出かけられる	<input type="checkbox"/> 栄養状態の改善
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上	<input type="checkbox"/> 家事ができる	<input type="checkbox"/> 会食(交流等が主目的)
<input checked="" type="checkbox"/> 機能訓練(短期集中)	<input type="checkbox"/> 栄養改善(短期集中)	<input type="checkbox"/> 口腔機能向上(短期集中)
<input type="checkbox"/> 運動・栄養・口腔(短期集中)	<input type="checkbox"/> その他	

\* 加算の算定がある場合には備考欄に記載

### 【個別サービス計画の作成にあたって】

- ✓ 利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、通所型サービスの目標、目標を達成するための具体的な内容、提供を行う期間等を記載した計画を作成してください。
- ✓ ケアプランの内容に沿った通所型サービス計画を作成してください。



# 9 計画作成について

## 通所サービス計画の短期目標の記載例

目標設定期間が終了する時に、サービス利用による目標の達成状況を評価できるよう、**具体的に記載**してください。

### 【身体機能・身体構造の目標例】

- 寝返り、起き上がりができるようになる
- 痛みがなく生活を送ることができるようになる

### 【活動の目標例】

- 着替えが自分でできるようになる
- 自助具を使用して食事が自分で食べられるようになる
- 自宅で入浴ができるようになる

### 【参加の目標例】

- 近隣のスーパーまで買い物に行けるようになる
- 家庭内の役割として掃除、洗濯ができるようになる
- 趣味である囲碁教室に行けるようになる

# 10 加算について

- 生活機能向上グループ活動加算
- 若年性認知症利用者受入加算
- 栄養アセスメント加算
- 栄養改善加算
- 口腔機能向上加算
- 一体的サービス提供加算（新設）
- サービス提供体制強化加算
- 生活機能向上連携加算
- 口腔・栄養スクリーニング加算
- 科学的介護推進体制加算
- 介護職員等処遇改善加算
- 軽度化加算
- 自立化加算